

台湾産ポンカン，タンカン，リュウチン種のスイー
トオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施
細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表ノ
の2の項の台湾産のポンカン，タンカン，リュウチン種のスウ
イトオレンジ（以下「リュウチン」という。）及びれいしの
生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施につ
いては，昭和55年4月3日農林水産省告示第437号（以下
「告示」という。）で規定するもののほか，この細則に定める
ところによる。

ノ くん蒸施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は，次の
条件を満足しているものとする。

- (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するも
のであること。
- (2) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であ
ること。
- (3) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了
後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。

- (4) エチレンジブロマイドの気化装置が設備されており，か
動状況が外部から観察できる構造であること。
- (5) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有す
るものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

こん包に通気孔を設ける場合は，その通気孔に網（孔の直
径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている
ものであること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は，次の条件を満足しているもの
とする。

ア くん蒸施設に接続して設置されており，窓等の開口部に
はすべて金網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに
限る。）が張られている等，ミカンコミバエの侵入を防止
するための設備があること。

イ 消毒済み生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており，また
必要に応じて消毒が行われること。

3 保管場所及び保管期間

- (1) 告示6の保管場所については，次の条件を満足しているも

のとする。

ア 消毒済み生果実の保管場所として台湾の植物防疫機関（以下「植物防疫機関」という。）により指定された場所であること。

イ 桃園中正国際空港内に設置されていること。

(2) 保管場所における保管期間は、消毒の日から数えて、ボンカン、タンカン及びリュウチンの生果実については10日以内、れいし生果実については6日以内とするものとする。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証明書及びその写しをまつ消されるものとする。

ア (2)の保管期間を超えた場合。

イ 告示5の(3)の封印がない場合。

ウ 告示7の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

4 くん蒸施設、こん包場所及び保管場所の調査

(1) 植物防疫官は、くん蒸施設、こん包場所及び保管場所について、それぞれ1、2及び3の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植

物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができる。

(2) (1)のくん蒸施設及びこん包場所の調査は、原則として、植物防疫機関が行う日本向け生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うものとする。

5 検査及び消毒の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の確認は、次により、原則として、植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

イ 1回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガスの濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

ウ くん蒸時間は、エチレンジブロマイドが完全に気化した時点から測定され、かつ、くん蒸中は常時ガスの循環が

行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則として、植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、有害動物又は有害植物、特にミカンコミバエのほかポンカン、タンカン及びリュウチンの生果実についてはかんきつ黒星病菌及びカイガラムシ類が、れいし生果実についてはココアホソガがないことを確認すること。

イ アの検査の確認の結果、ミカンコミバエが発見されたときは、ミカンコミバエが付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないものとする。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)のアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名	印
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		

3センチメートル

10センチメートル

イ アの確認を行つた生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に当該こん包の封印番号を記載した植物検疫証明書又はその写しを添付させるものとする。

ウ イにおいて植物検疫証明書の写しを添付する場合にあつては、その正本をあらかじめ横浜植物防疫所成田支所あてに送付させるものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証明書及びその写しのまつ消状況

(2) 植物防疫官は、保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

(3) (1)の確認は、原則として1か月に1回実施するものとする。

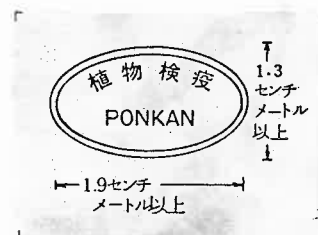
る。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時確認することができるものとする。

7 表 示

- (1) 告示7の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示

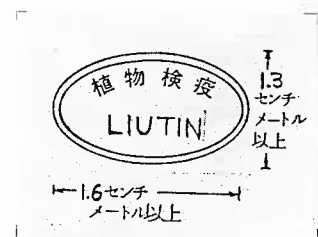
(ア) ポンカンの表示



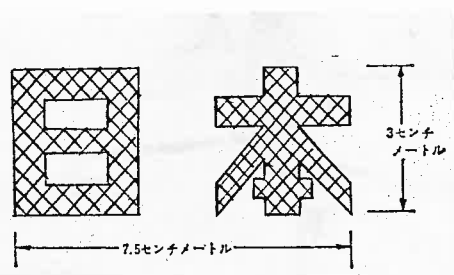
(イ) タンカンの表示



(ウ) リュウチンの表示



こん包の表示



(7)

- (2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む日本語、中国語及び英語による注意書きを表示させるものとする。

ア 当該生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検査前に封印を破つたり、植物検疫証明書又はその写しを紛失すると当該生果実は、輸入禁止されること。

ウ 植物検疫を受けられる日本の飛行場は、新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港であること。

8 輸入検査の場所

輸入検査は、次の港及び飛行場（以下「輸入港」という。）

の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港 京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港
- (2) 飛行場 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港

9 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実及び当該生果実に添付されている植物検疫証明書又はその写しを確認して行うものとする。ただし、植物検疫証明書の写しを確認して行う場合は、航空携行手荷物に限るものとする。

(8)

(2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行つたときは、当該こん包の植物検疫証明書又はその写しをまつ消するものとする。

(3) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書若しくはその写しが添付されていない場合、告示5の(3)の封印のないこん包入りの場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(5) ミカンコミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミカンコミバエが付着した原因について植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。